

# 広域連合等

---

佐賀中部広域連合	433
佐賀県後期高齢者医療広域連合	449
佐賀市土地開発公社	453
佐賀東部水道企業団	455
西佐賀水道企業団	457
脊振共同塵芥処理組合	459
天山地区共同衛生処理場組合	464
三神地区環境事務組合	465
天山地区共同斎場組合	466
神埼地区消防事務組合	467
佐賀市シルバー人材センター	475
佐賀市社会福祉協議会	477

# 佐賀中部広域連合

## 1 経 緯

佐賀市、多久市、佐賀郡、神埼郡及び小城郡の18市町村は、介護保険制度の導入にあたり、介護保険事業運営を共同で取り組むという方針のもと、佐賀地域介護保険広域化推進協議会を経て、平成11年2月4日に佐賀中部広域連合を設立した。

現在、構成している市町については、市町村合併が進み、佐賀市、多久市、小城市、神崎市及び吉野ヶ里町の5市町となっている。

本広域連合は、佐賀県のほぼ中央に位置し、人口においては県の約42%、面積においては県の約33%を占めており、県都・佐賀市を有する中核都市圏として着実に発展してきた。

本広域連合は、「介護」を社会で支える新しい社会保険制度である介護保険について、広域化によるスケールメリットを十分に活かし、効率的で安定した事業運営に取り組んできた。

一方、佐賀地区広域市町村圏組合は、平成6年11月11日に設立され、広域行政機構として圏域の一体的な振興整備を図ってきた。さらに、消防の広域化に取り組み、平成12年4月1日に佐賀広域消防局を設立した。

その後、事務の効率化を図るために平成14年7月に佐賀中部広域連合複合化研究会を設置し、佐賀中部広域連合と佐賀地区広域市町村圏組合の統合について検討を重ねた結果、両組織の統合により経費節減効果や効率的な行政運営が図れることから平成15年3月31日をもって同組合を解散し、同年4月1日から本広域連合が同組合の事務を引き継いだ。

この統合により、本広域連合で処理する事務が、これまで取り組んできた介護保険事務に加え、新たにふるさと市町村圏事務及び消防事務を処理することとなった。

また、平成18年7月からは障がい程度区分認定審査会事務についても新たに実施することとなった。

その後、国の制度廃止に伴い、ふるさと市町村圏事務を廃止し、平成22年4月から広域行政の推進に係る調査研究事務に取り組むこととなった。

## 2 佐賀中部広域連合の概要

○構成団体（4市1町）

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町

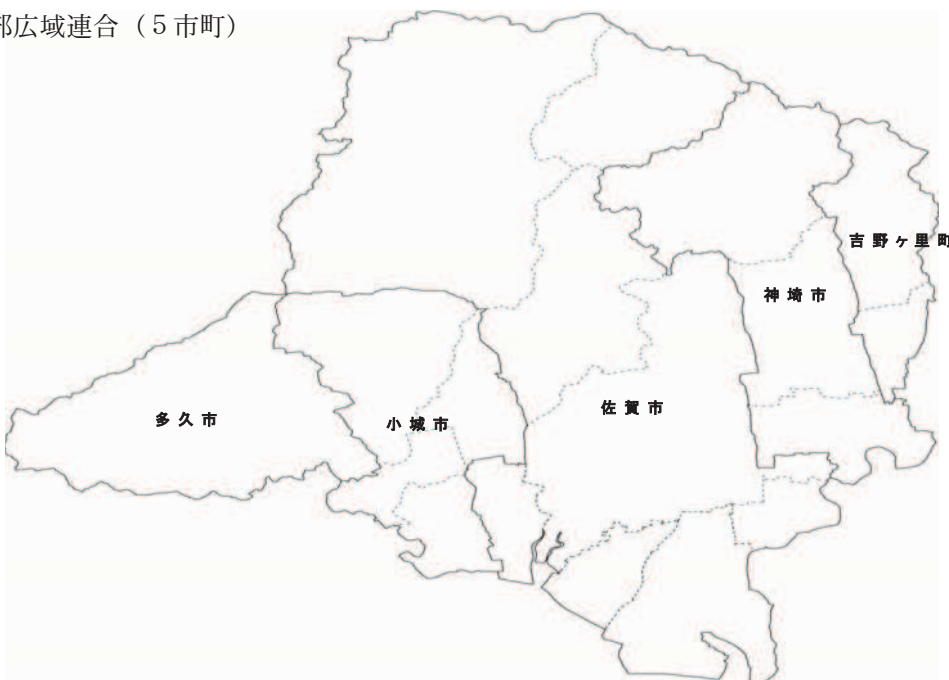
○主な業務内容

- (1) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (2) 介護保険に係る次の事務に関すること。
  - ア 被保険者の資格管理に関すること。
  - イ 要介護認定及び要支援認定に関すること。
  - ウ 保険給付に関すること。
  - エ 介護保険事業計画の作成に関すること。
  - オ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。

カ 保健福祉事業に関すること。

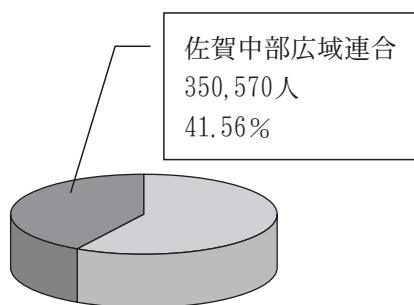
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業者（介護保険施設を除く。）等に対する権限のうち、佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の規定により広域連合が処理することとされる事務に関すること。
- (4) 介護保険制度の施行に関すること。
- (5) 障がい程度区分認定審査会（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会をいう。）の設置及び運営に関すること。
- (6) 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く。）に関すること。
- (7) 広域的な各種施設の建設等に係る調査研究に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、広域行政の推進に係る調査研究に関すること。

佐賀中部広域連合（5市町）

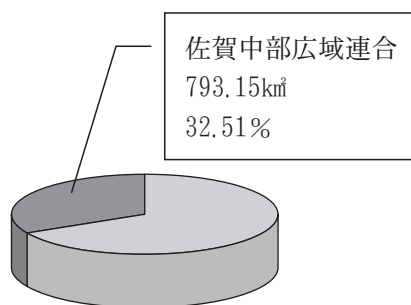


基本指数（平成24年4月1日現在）

人口（人）

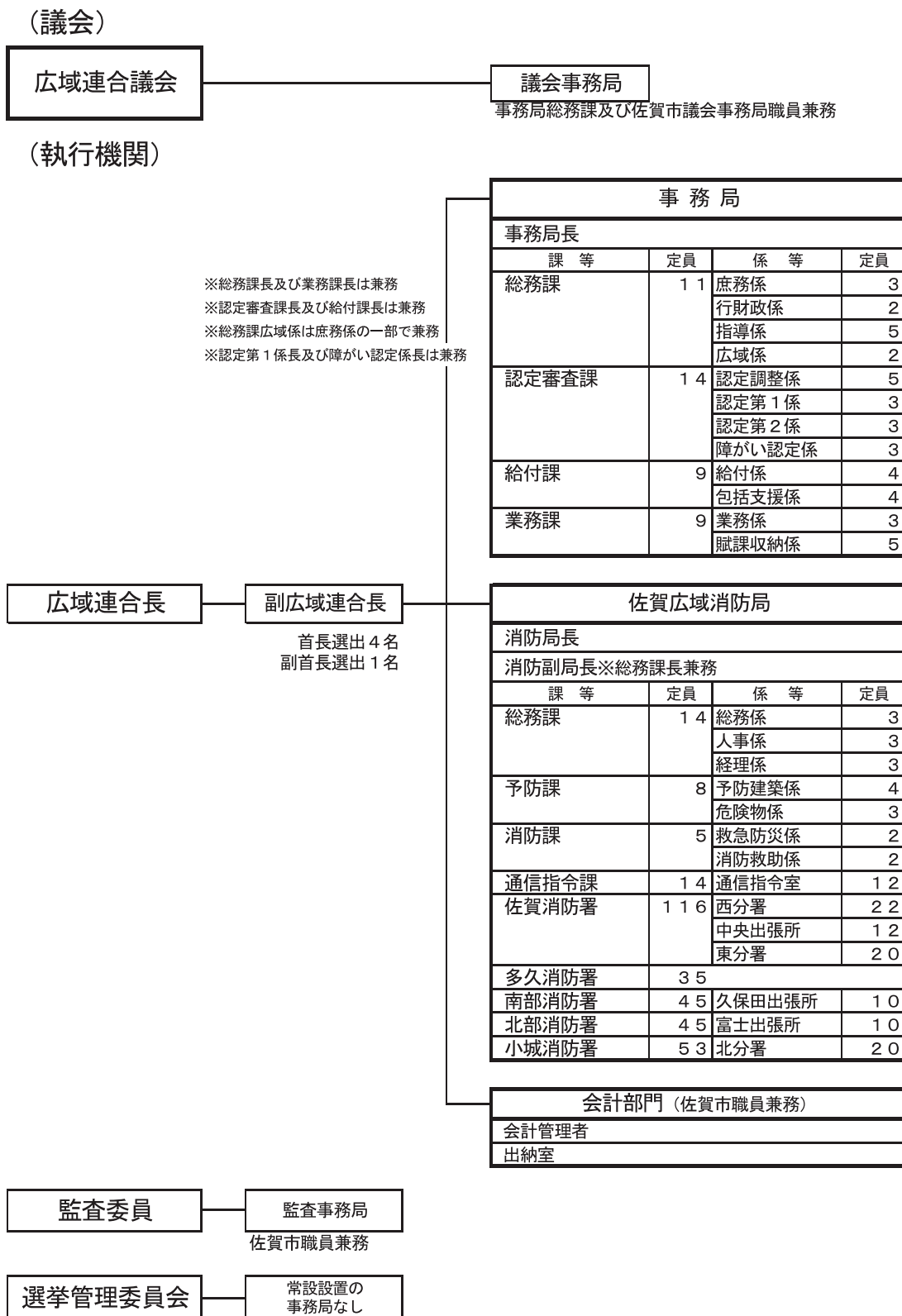


面積（km<sup>2</sup>）



# 佐賀中部広域連合組織図

平成24年4月1日現在



※所在地

佐賀中部広域連合事務局

佐賀市松原四丁目2番28号

佐賀広域消防局

佐賀市兵庫町大字藤木947番地2

### 3 業務の概要

#### 【介護保険業務】

##### (1) 要介護・要支援認定状況

要介護（要支援）認定者数（平成24年3月末現在）

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,311	2,341	3,425	2,272	2,144	1,644	1,364	15,501
第2号被保険者	42	74	108	85	67	39	39	454
総数	2,353	2,415	3,533	2,357	2,211	1,683	1,403	15,955

##### (2) 被保険者の状況

###### ① 第1号被保険者数（平成24年3月末現在）

年齢区分	人数（人）	構成率
65歳以上75歳未満	38,053	45.83%
75歳以上	44,976	54.17%
計	83,029	100.00%

###### ② 徴収区分別被保険者数（平24年4月賦課分）

徴収区分	人数（人）	構成率
特別徴収	76,579	92.28%
普通徴収	6,410	7.72%
計	82,989	100.00%

## (3) 保険給付の状況

平成23年度保険給付費執行状況

(単位：円)

介護給付費	平成23年度 給付費累計①	1月当たり 平均給付費	平成22年度 給付費累計②	伸率 ①/②
居宅介護サービス給付費	8,798,563,410	733,213,618	8,120,645,826	108.3%
特例居宅介護サービス給付費	481,919	40,160	903,231	53.4%
地域密着型介護サービス給付費	2,615,326,098	217,943,842	2,386,639,580	109.6%
施設介護サービス給付費	8,713,968,446	726,164,037	8,740,395,626	99.7%
居宅介護福祉用具購入費	19,480,384	1,623,365	18,233,892	106.8%
居宅介護住宅改修費	37,772,737	3,147,728	38,539,472	98.0%
居宅介護サービス計画給付費	871,067,167	72,588,931	810,841,489	107.4%
介護サービス等諸費①	21,056,660,161	1,754,721,680	20,116,199,116	104.7%
介護予防サービス給付費	1,364,562,339	113,713,528	1,232,772,900	110.7%
特例介護予防サービス給付費	0	0	93,564	0.0%
地域密着型介護予防サービス給付費	51,969,294	4,330,775	42,073,011	123.5%
介護予防福祉用具購入費	10,689,675	890,806	9,486,401	112.7%
介護予防住宅改修費	42,682,594	3,556,883	38,070,942	112.1%
介護予防サービス計画給付費	167,718,600	13,976,550	152,508,680	110.0%
介護予防サービス等諸費②	1,637,622,502	136,468,542	1,475,005,498	111.0%
高額介護サービス費③	402,785,205	33,565,434	383,037,957	105.2%
高額医療合算介護サービス費④	70,580,020	5,881,668	53,080,474	133.0%
特定入所者介護サービス費⑤	801,742,890	66,811,908	783,148,005	102.4%
給付費合計(①+②+③+④+⑤)	23,969,390,778	1,997,449,232	22,810,471,050	105.1%
審査支払手数料⑥	43,485,680	3,623,807	40,217,965	108.1%
総合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	24,012,876,458	2,001,073,038	22,850,689,015	105.1%

## 【広域行政業務】

広域行政は、佐賀市が中心都市としてのリーダーシップを発揮し、周辺市町との連携強化を図りながら、ふるさと市町村圏計画に掲げられた圏域の基本目標「多様な自然と歴史が育む豊かな人創造空間」の実現に向け、各種施策を推進してきたところである。

平成7年度からは、ふるさと市町村圏の選定に伴い、平成6年度と平成7年度の2年間で設置された「ふるさと市町村圏基金」(10億円)の果実を活用し、本圏域の一体的な発展をソフト面から推進するために各種の基金事業を実施してきた。

平成21年3月には、国の広域市町村圏及びふるさと市町村圏制度が廃止され、本広域連合においても平成22年3月に広域市町村圏及びふるさと市町村圏に係る事務を廃止した。

しかし、今後も圏域の一体的な振興整備を図るために、広域行政の推進を行い、また、地域の活性化に取り組むため、ふるさと市町村圏の4市に吉野ヶ里町を加えた4市1町において、広域行政の推進に係る調査研究を行うこととした。

【消防業務】

(1) 佐賀広域消防局管内



平成24年4月1日現在

面積・人口・世帯	面積		人口		人口密度	世帯数
		583.50km <sup>2</sup>		302,230人		518人/km <sup>2</sup>
	佐賀市 390.72km <sup>2</sup>	佐賀市	234,730人			佐賀市 92,998世帯
	多久市 96.93km <sup>2</sup>	多久市	21,370人			多久市 7,825世帯
	小城市 95.85km <sup>2</sup>	小城市	46,130人			小城市 15,195世帯
	※佐賀市の面積は三瀬村を除く		※佐賀市の人口は三瀬村を除く			※佐賀市の世帯数は三瀬村を除く

予算・機構・人事	消防予算	局・署・所	職員数	消防団員数
	39億8,359万円	消防局 1		
住民1人当り		消防署 5	定数 343人	定数 5,695人
13,181円		分署 3	実員 332人	実員 5,346人
1世帯当り		出張所 3	(定数外職員24人除く)	(内女性団員99人)
34,336円				

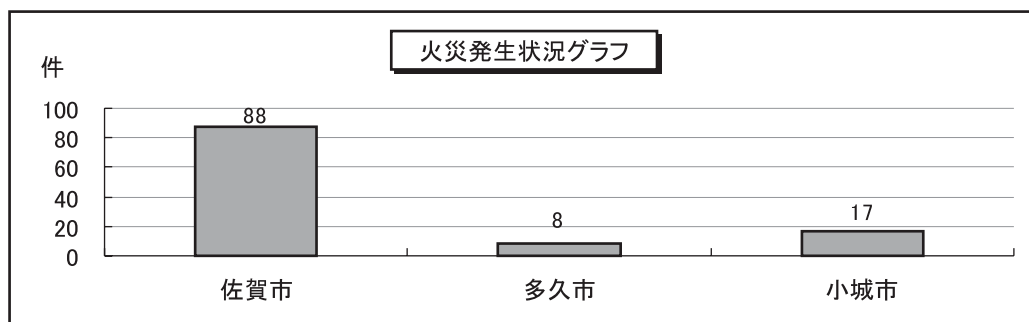


(2) 火災発生状況

(平成23年中)

区分		市	佐賀市	多久市	小城市	計
火災 件 数	種 別	建物	48	6	12	66
		林野	3	1	2	6
		車両	12	0	0	12
		船舶	1	0	0	1
		航空機	0	0	0	0
		その他	24	1	3	28
計			88	8	17	113
焼 損 棟 数	火 元	全焼	12	2	3	17
		半焼	3	2	0	5
		部分焼	15	1	3	19
	類	ぼや	18	1	6	25
		全焼	5	1	0	6
		半焼	0	0	0	0
		部分焼	15	5	0	20
	焼	ぼや	4	1	2	7
		計		72	13	14
	罹災 世帯	全損	11	1	4	16
半損		2	1	0	3	
小損		34	5	4	43	
計		47	7	8	62	
罹災 人員	人員	118	19	19	156	
	死者	5	0	0	5	
	負傷者	17	1	7	25	
焼損 面積	建物床面積㎡	2,535	380	871	3,786	
	建物表面積㎡	173	173	11	357	
	林野面積a	11	4	8	23	
損害 額 (千円)	建物	130,975	19,197	19,782	169,954	
	林野	0	0	0	0	
	車両	3,524	14	8	3,546	
	船舶	12,256	0	0	12,256	
	航空機	0	0	0	0	
	その他	811	0	4	815	
計		147,566	19,211	19,794	186,571	

※佐賀市三瀬村の状況は管轄外のため含まれない。



(3) 消防車両一覧表

(平成24年4月1日現在)

種別		合計	ポンプ車	タンク車	化学車	はしご車	救助工作車	水難救助車	高規格救急車	指揮隊車	災害支援車	水防車	査察車	指令車	資材搬送車	救急啓発車	連絡車	人員輸送車	広報車
合計		81	11	10	1	3	5	1	14	1	2	1	4	4	5	1	9	1	8
局	小計	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	1	2	1	1
	総務課	4											1				2	1	
	消防課	4								1		1				1			1
	予防課	2											2						
佐賀消防署	小計	24	4	4	0	2	1	0	5	0	1	0	1	0	1	0	4	0	1
	署	13	1	1		2	1		3		1		1		1		1		1
	西分署	4	1	1					1								1		
	東分署	4	1	1					1								1		
	中央出張所	3	1	1													1		
多久消防署	10	1	2	0	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
南部消防署	小計	13	2	1	1	0	1	0	2	0	1	0	0	1	1	0	1	0	2
	署	10	1	1	1		1		1		1			1	1		1		1
	久保田出張所	3	1						1										1
北部消防署	小計	12	2	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	署	9	1	1			1	1	2					1	1				1
	富士出張所	3	1						1										1
小城消防署	小計	12	2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	2	0	1
	署	8	1	1			1		1					1	1		1		1
	北分署	4	1	1					1								1		



はしご車 (40m級)



救助工作車



高規格救急車

## (4) 防火対象物数

(平成23年度)

用 途	対象物数	総 数	防 火 対 象 物		
			佐 賀 市	多 久 市	小 城 市
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	17	14	2	1
	ロ 公会堂・集会場	117	79	13	25
2	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	4	4	0	0
	ロ 遊技場・ダンスホール	29	26	0	3
	ハ 性風俗営業店舗等	0	0	0	0
	ニ カラオケボックス等	6	4	0	2
3	イ 待合・料理店	9	5	1	3
	ロ 飲食店	261	227	6	28
4	百貨店・物品販売業	529	436	25	68
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所	107	87	5	15
	ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅	3,082	2,827	64	191
6	イ 病院・診療所・助産所	285	241	12	32
	ロ 老人短期入所施設等	171	134	13	24
	ハ 老人デイサービスセンター等	191	144	24	23
	ニ 幼稚園・特別支援学校	91	82	1	8
7	学校・各種学校	433	356	32	45
8	図書館・博物館・美術館	19	15	2	2
9	イ 蒸気浴場等	5	4	0	1
	ロ 上記以外の公衆浴場	4	4	0	0
10	車両停車場・航空機発着場	1	1	0	0
11	神社・寺院・教会等	240	173	18	49
12	イ 工場又は作業場	1,344	1,013	146	185
	ロ 映画、テレビスタジオ	2	2	0	0
13	イ 自動車車庫・駐車場	157	129	13	15
	ロ 航空機等の格納庫	3	3	0	0
14	倉庫	1,115	878	69	168
15	前項に該当しない事業場	1,017	849	71	97
16	イ 特定複合用途防火対象物	564	499	18	47
	ロ 上記以外の複合用途	270	237	4	29
16の2	地下街	0	0	0	0
17	重要文化財・史跡	20	13	4	3
18	50m以上のアーケード	0	0	0	0
19	市町村長の指定する山林	0	0	0	0
20	自治省令で定める舟車	0	0	0	0
計		10,093	8,486	543	1,064

(5) 危険物許可施設等事務処理状況

(平成23年度)

種別	区分	製造所	貯蔵所						取扱所			計	
			屋内	屋外	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	給油	販売		一般
設置許可			3			3	2		1	2		4	15
変更許可		2	1			4	4		7	7		15	40
完成検査	設置		3			2	2		1	3		4	15
	変更	2	1			4	5		7	7		14	40
仮使用		2					2			7		14	25
数量変更			5							1		1	7
廃止届			2	2		5	13		7	10		8	47
名称変更		1	20	4		36	41		28	43	1	28	202
保安監督者	選任		7	1		21	1			33		12	75
	解任		5			10				24		4	43
計		7	47	7		85	70		51	137	1	115	520

※タンクの水張、水圧 検査証交付 13件 (少量タンク 1 件含む)

(6) 各種届出事務処理状況

(平成23年度)

火を使用する設備等の届出	炉・かまど	1	危険物等届出	少量危険物	63
	温風暖房機	0		指定可燃物	23
	厨房設備	0		液化石油ガス設備工事届	7
	ボイラー	38		圧縮アセチレンガス	40
	給湯湯沸設備	5		液化石油ガス	15
	乾燥設備	7		生石灰	11
	サウナ設備	0			
	ヒートポンプ冷暖房機	3	※液化石油ガス設備工事届については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定に基づく通報件数		
	発電設備	21			
	変電設備	68			
	蓄電池設備	11			
	ネオン管灯設備	0			

(件)

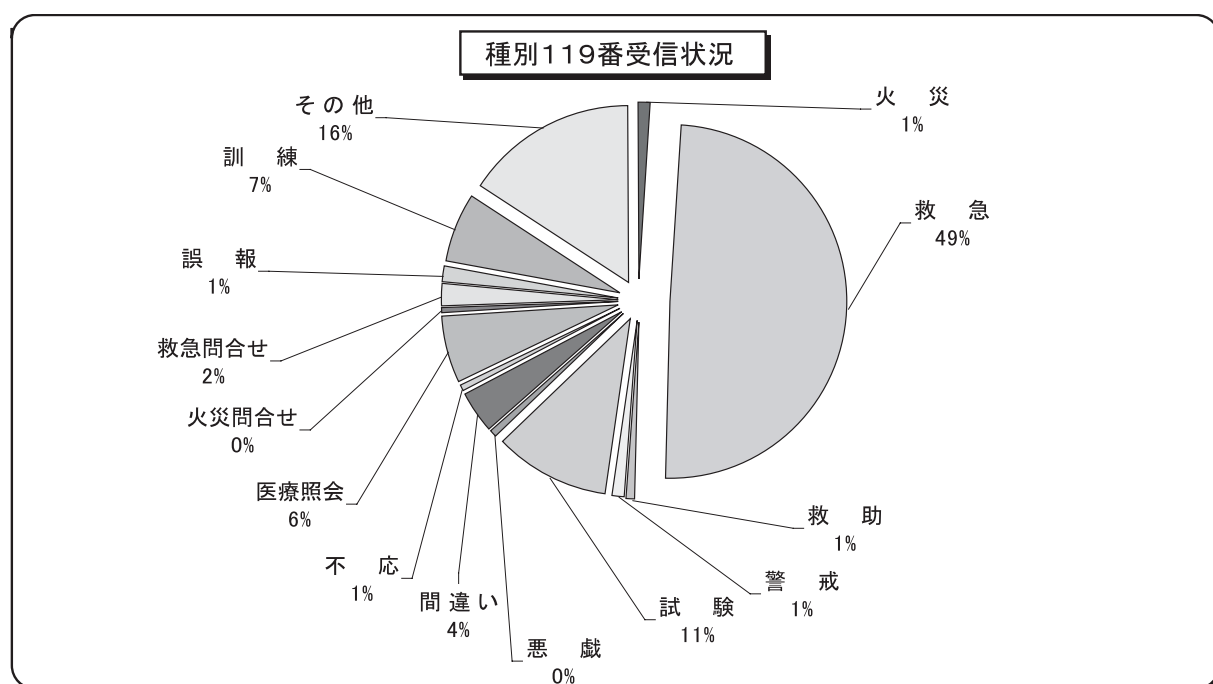
※液化石油ガス設備工事届については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定に基づく通報件数

(7) 119番受信状況

(平成23年中)

月 種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(回)
火災	27	37	25	8	11	21	18	12	4	6	17	21	207
救急	1,110	751	748	811	868	791	873	869	812	863	835	1,021	10,352
救助	38	8	9	9	8	12	16	4	15	8	12	25	164
警戒	24	28	17	28	27	28	17	11	12	31	30	12	265
試験	128	167	223	178	123	194	147	163	148	208	301	226	2,206
悪戯	14	8	11	7	4	5	7	3	3	6	10	9	87
間違い	116	48	83	59	61	68	87	56	55	51	76	64	824
不応	11	15	13	9	9	6	8	7	14	11	8	10	121
医療照会	397	106	68	61	94	67	96	109	84	74	78	87	1,321
火災問合せ	4	5	14	11	9	5	3	3	2	3	4	3	66
救急問合せ	31	17	40	26	37	43	36	34	36	45	28	35	408
誤報	30	15	31	16	5	24	22	46	25	21	33	31	299
訓練	81	101	133	98	77	84	83	111	87	122	211	194	1,382
その他	344	502	410	235	250	212	253	234	211	230	199	224	3,304
計(回)	2,355	1,808	1,825	1,556	1,583	1,560	1,666	1,662	1,508	1,679	1,842	1,962	21,006

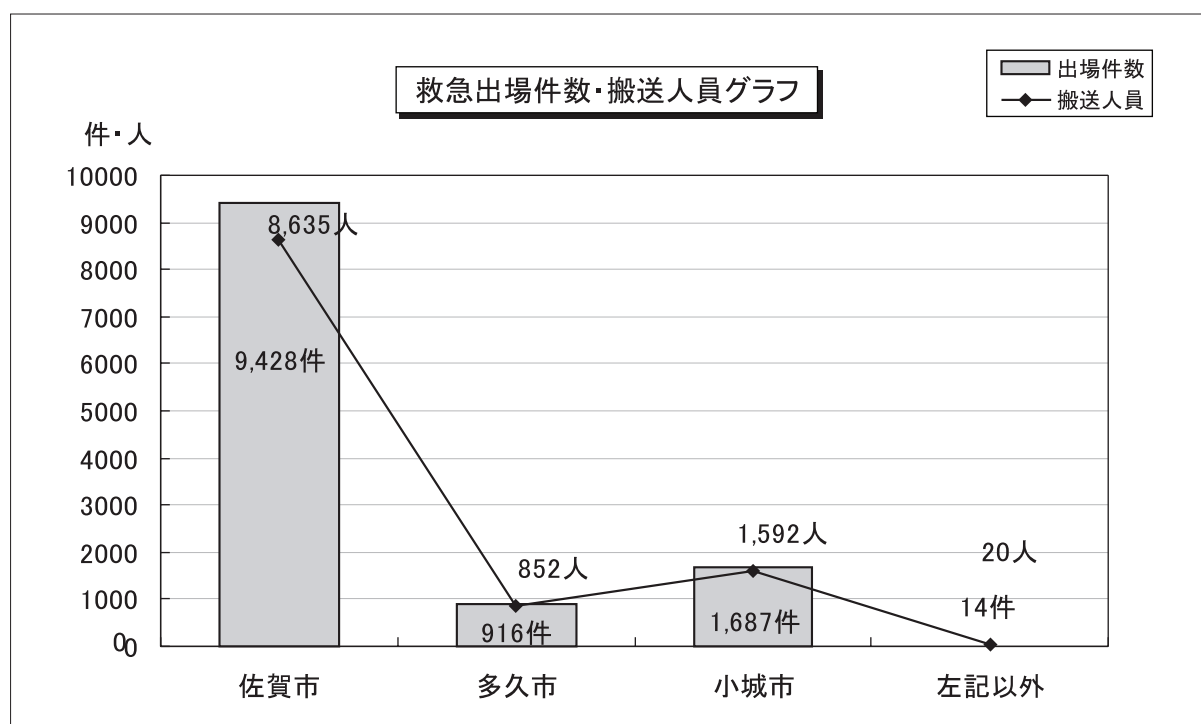
※「その他」には、「火災・救急第2報以降の通報」、「他消防本部への転送」、「ペット関係」、「一般業務問い合わせ」、「消防機関の電話番号問い合わせ」などが含まれる。



(8) 事故種別救急出場件数・搬送人員

(平成23年中)

種別		市	佐賀市	多久市	小城市	左記以外	計
火災			58	8	18	0	84
自然災害			0	0	0	0	0
水難			23	1	0	0	24
交通			1,162	88	224	14	1,488
労働災害			66	8	11	0	85
運動競技			61	8	7	0	76
一般負傷			1,205	136	215	0	1,556
加害			30	1	11	0	42
自損行為			116	12	18	0	146
急病			4,831	506	862	0	6,199
その他の	転院		1,436	113	270	0	1,819
	医師		63	10	9	0	82
	資器材		1	0	0	0	1
	その他		376	25	42	0	443
出場件数(計)			9,428	916	1,687	14	12,045
傷病程度	死		165	31	31	0	227
	重		1,431	131	280	0	1,842
	中		3,594	386	683	3	4,666
	軽		3,428	304	597	13	4,342
	その他		17	0	1	4	22
搬送人員(計)			8,635	852	1,592	20	11,099
不搬送			899	75	118	3	1,095



※佐賀市三瀬村の状況は管轄外のため含まれない。

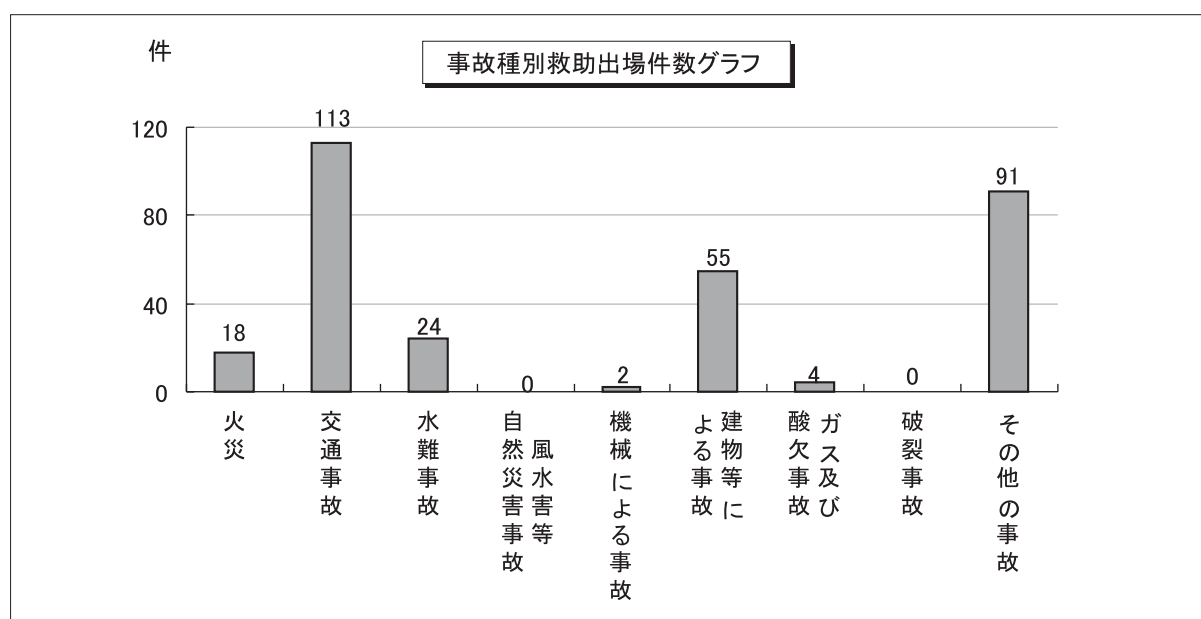
(9) 事故種別救助出動件数・救助人員

(平成23年中)

事故種別	市					合 計
	佐賀市	多久市	小城市	左記以外		
火 災	15	2	1	0	18	
	5	0	0	0	5	
交 通 事 故	65	20	25	3	113	
	60	15	30	1	106	
水 難 事 故	21	1	2	0	24	
	11	0	2	0	13	
風 水 害 自 然 災 害	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
機 械 による事故	1	1	0	0	2	
	1	1	0	0	2	
建 物 等 による事故	47	0	8	0	55	
	47	0	8	0	55	
ガ ス 及 び 酸 欠 事故	2	0	2	0	4	
	2	0	2	0	4	
破 裂 事 故	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
そ の 他	65	16	10	0	91	
	48	7	11	0	66	
計	216	40	48	3	307	
	174	23	53	1	251	

※上段は出動件数、下段は救助人員を示す。

※佐賀市三瀬村の状況は管轄外のため含まれない。



## (10) 幼少年婦人防火委員会

### 1 委員会の目的

幼年消防クラブ及び少年消防クラブ並びに婦人防火クラブの結成促進と育成強化を図り、自主防災意識の高揚と地区防災体制の一層の充実に資することを目的とする。

名 称	結 成 年 月 日	事 務 局
佐賀地区幼少年婦人防火委員会	平成12年4月1日	佐賀広域消防局 予防課

## (11) 幼年・少年消防クラブ

### 1 クラブの目的

このクラブは、幼年・少年期において、火の大切さと火の取り扱いを間違えた時の恐ろしさを教え、火遊び・いたずらによる火災の防止を図り、また、災害時の身の守り方を身につけさせるとともに、このクラブ活動を通じ子供達を健全に礼儀正しく、協調性を養うことを目的とする。

### 2 結成状況

《幼年消防クラブ》

(平成24年4月1日現在)

市 名	ク ラ ブ 数	ク ラ ブ 員 数
佐 賀 市	39	3,087
多 久 市	13	389
小 城 市	12	298
計	64	3,774

※佐賀市三瀬村の状況は管轄外のため含まれない。

《少年消防クラブ》

(平成23年4月1日現在)

市 名	ク ラ ブ 数	ク ラ ブ 員 数
佐 賀 市	5	112
多 久 市	1	80
小 城 市	2	91
計	8	283

※佐賀市三瀬村の状況は管轄外のため含まれない。

## (12) 婦人防火クラブ

### 1 クラブの目的

このクラブは、一般家庭からの火災を防止するため、特に家庭で使用される火気取扱器具の化学的知識と適切な使用方法を知り、更に火災発生時の避難通報要領と初期消火方法等を習熟するとともに、火災予防思想の高揚を図り、明るい安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

### 2 結成状況

(平成23年4月1日現在)

市 名	ク ラ ブ 数	ク ラ ブ 員 数
佐 賀 市	4	211

※佐賀市三瀬村の状況は管轄外のため含まれない。



### (13) 消防音楽隊

#### 1 概要

音楽を通じて市民の火災予防思想の普及を図り、併せて消防職員の士気の高揚と情操の育成に資することを目的として、昭和44年5月1日に同好者23名で音楽部を結成した。逐年の活動の結果、各種行事での演奏の機会も多くなってきたので、更に消防広報を効果的なものにするため、昭和48年8月1日に音楽隊の設置規程を制定し、名称も佐賀市消防音楽隊として正式に発足した。昭和57年3月には同規程の一部を改正して、消防団員も音楽隊員に委嘱することができるようにし、職団員をもって消防広報に活躍している。平成12年4月1日佐賀広域消防局発足と同時に名称変更が行われ、『佐賀広域消防居局消防音楽隊』となった。現在は、定期的に合同練習を行い、各種演奏出場に備えている。

#### 2 編成

(平成24年4月1日現在)

楽 器 名 等	保有数	職 員			講 師	団 員	人 員 計
		隊 長	副隊長	隊 員		隊 員	
指 揮					1		1
ピ ッ コ ロ	2					2	2
フ ル ー ト	1						
B♭クラリネット	6			1		2 (1)	3 (1)
アルトサクソフォン	2						
テナーサクソフォン	2			1		2 (2)	3 (2)
バリトンサクソフォン	1						
ト ラ ン ペ ッ ト	5		1	2 (1)		3 (1)	6 (2)
ホ ル ン	1			1		1	2
マーチングホルン	1						
ト ロ ン ボ ー ン	7			2		2 (2)	4 (2)
ユーフォニウム	3					2 (2)	2 (2)
チ ュ ー バ	2			1		1	2
ス ー ザ フ ォ ン	1						
パーカッション	13	1		1		1	3
計	47	1	1	9 (1)	1	16 (8)	28 (9)

( ) 内はうち女性隊員数

#### 3 平成23年の主な演奏出場

演奏月	行 事 名
3 月	ゆめタウン佐賀消防フェア
8 月	第40回佐賀城下栄の国まつり
10 月	第6回ばわわガス展
11 月	2011バルーンフェスタ サガ・ライトファンタジー
11 月	さが防火フェスタ2011
4月～12月	火災予防広報演奏会 (佐賀市・小城市)

# 佐賀県後期高齢者医療広域連合

## 1 経緯

平成18年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年4月1日施行）と全面的に改正され、75歳以上の高齢者等に係る医療については、後期高齢者医療制度で行うことになった。

また、平成20年4月から始まったこの後期高齢者医療を運営するのは、都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成18年9月1日に設けた。

12月に全ての市・町で議決され、平成19年1月23日に県から設置許可書の交付を受け、2月1日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成19年度は、制度施行の準備が行われ、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始された。

## 2 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

○構成団体：県内全市町（10市10町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

○主な業務

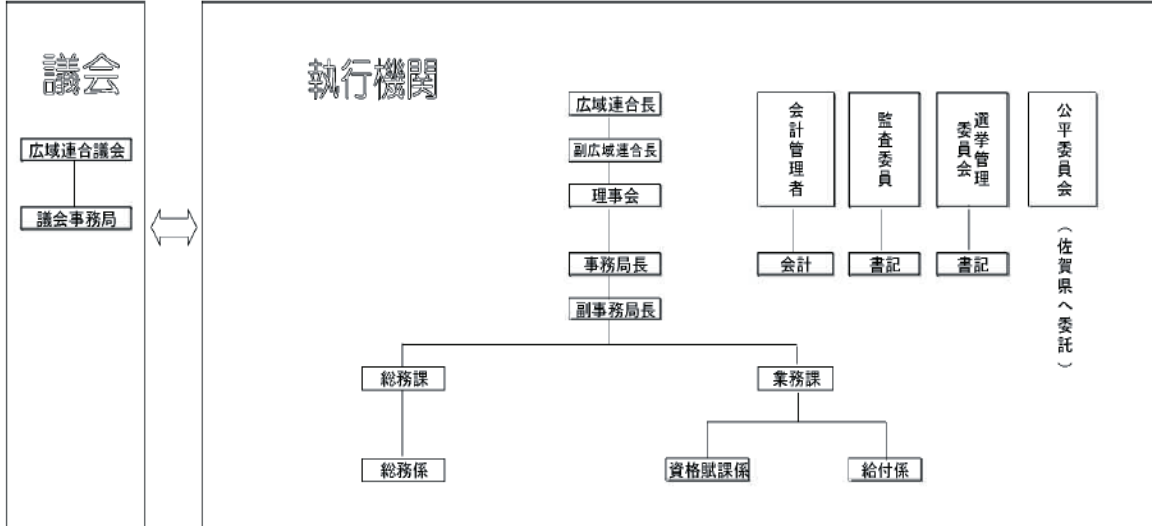
- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

○市町と広域連合の役割

広域連合の役割	市町の役割
○保険料の決定 ○医療を受けたときの給付など	○保険料の徴収 ○申請や届け出の受け付け ○被保険者証の引き渡し ○広報及び相談など

### 3 組織図

現在、佐賀市大和支所3階に事務局を設け、構成市町等から派遣された25名の職員により、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。



※所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局

佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階

### 4 後期高齢者医療制度のしくみ

#### (1) 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳から74歳で一定の障がいがある方  
(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

#### (2) 保険料

##### ① 保険料の計算方法

保険料＝所得割額【前年中の総所得金額－基礎控除額（33万円）×所得割率】  
＋被保険者均等割額

	平成24年・25年度
被保険者均等割額	49,500円
所得割率	9.6%

##### ② 保険料の軽減措置と激変緩和措置（これまでの経緯）

制度施行状況を踏まえて、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、低所得者層を中心にさらに手厚い保険料の軽減対策が措置されている。

	所得の低い方 (軽減措置)	被扶養者であった方 (激変緩和措置)
恒常的な措置	○被保険者均等割の7割、5割、2割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から2年間 ・被保険者均等割の5割軽減
平成20年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○4月～9月 ・保険料負担の凍結 ○10月以降 ・被保険者均等割の9割軽減
平成21年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○被保険者均等割の9割軽減継続
平成22年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減継続 ○所得割の50%軽減継続	○被保険者均等割の9割軽減継続

### ③ 保険料の納付方法

ア 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。

イ 普通徴収 年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料とあわせた保険料額が、年金受給額の2分の1を超える場合には、特別徴収とならない。納付書や口座振替による支払いとなる。

※保険料の納付方法の変更（特別徴収から普通徴収への変更）について

年金からの引き落とし（特別徴収）の方については、市町へ申し出いただくことにより、口座振替（普通徴収）へ変更できる。

### (3) 保険給付の内容

療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費、高額介護合算療養費の支給。

## 5 業務の状況

### (1) 被保険者の状況（平成24年3月末現在）

年 齢 区 分	人数(単位：人)	構成率
65歳から74歳で一定の障がいがある方 (広域連合の認定を受けた方)	2,551	2.19%
75歳以上の方	113,432	97.81%
計	115,983	100.00%

(2) 保険料徴収の状況（平成24年5月末現在）

調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	収 納 率 (%)
6,175,552,600	6,159,229,578	99.55

(3) 保険給付費の状況（平成23年度保険給付費執行状況）

	件 数 (件)	給付費 (円)
療養給付費	3,772,775	107,884,651,684
医療診療報酬	3,712,605	107,154,459,651
柔道整復	47,075	468,959,214
療養費（治療用装具ほか）	5,922	114,184,892
療養費（はり、きゅう、あんま、マッサージ）	7,173	147,047,937
訪問看護療養費	2,672	197,087,520
特別療養費	0	0
移送費	6	90,000
高額療養諸費	150,367	1,048,413,091
高額療養費	143,675	954,219,038
高額介護合算療養費	6,692	94,194,053
葬祭費	6,944	208,320,000

(4) 保健事業の状況

健康診査 105,152,115円

受診者数 (人)	受診対象者数 (人)	受 診 率 (%)
12,383	105,389	11.75

# 佐賀市土地開発公社

## (1) 目的

土地開発公社は、佐賀市と一体となり、市の施策に対応し、都市的機能の整備を推進するために必要な用地確保を行い、もって市民福祉の増進に寄与すること目的とする。

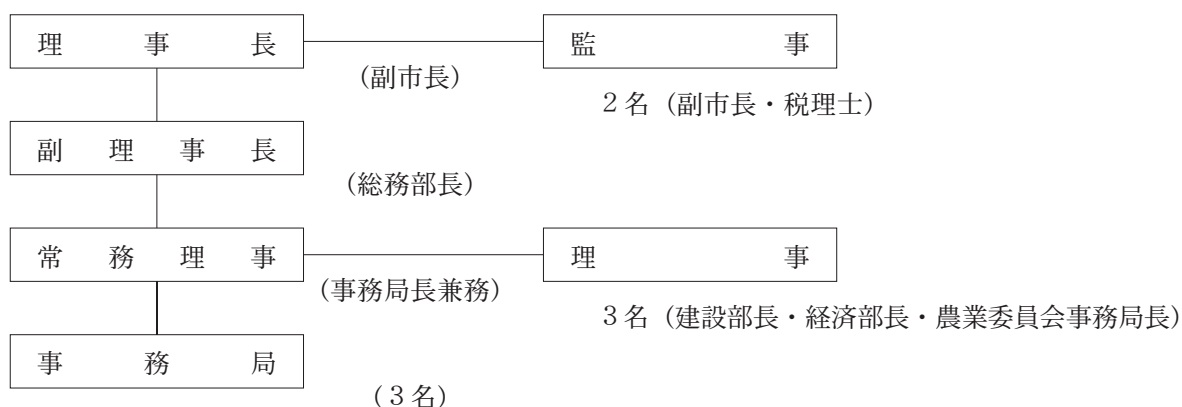
## (2) 名称・所在地

佐賀市土地開発公社 佐賀市愛敬町4番23号（平成19年8月25日～）

## (3) 基本財産

500万円（佐賀市からの出資金）

## (4) 機構



## (5) 事業計画（平成23年度）

### ① 買収予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
公共用地	—	0	
	—	0	
	—	0	
	—	0	
計	—	0	

### ② 売却予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
58 神野公民館拡張事業	648.91	84,215	佐賀市に売却
特定土地		211,000	佐賀市に売却
108 久保泉第2工業団地	10,339.00	154,051	企業等に分譲
	—		
計	10,987.91	449,266	

## (6) 保有地一覧

平成24年4月1日

	事業 番号	事業名	地目	面積	金額(円)
公 有 用 地	008	都市計画街路 八戸～天祐線	雑種地外	2,339.05㎡	263,996,018
	013	都市計画街路 呉服元町～湊線	宅地	705.38㎡	118,443,581
	026	葉隠発祥の地周辺整備事業	山林外	8,565.72㎡	284,661,081
	051	旧城内市営住宅	宅地	1,166.48㎡	134,023,431
	058	神野公民館拡張事業	宅地	648.91㎡	82,564,469
	074	本庄学習センター	宅地	328.34㎡	23,000,000
	078	城東川河川改修事業	宅地	3,949.90㎡	359,961,246
	098	都市計画街路 大財～藤木線	宅地	509.35㎡	74,042,589
	101	城内公園整備予定地	宅地	1,723.40㎡	258,550,738
小計				19,936.53㎡	1,599,243,153

特 定 土 地	001	佐賀駅高架関連	宅地外	513.97㎡	187,645,476
	035	市営住宅安住団地	宅地	250.62㎡	12,960,772
	039	公共事業代替地(唐人町～湊線)	宅地	1,291.54㎡	149,326,446
	111	市役所北駐車場	宅地	1,762.92㎡	569,762,789
小計				3,819.05	919,695,483

造 成 地	108	久保泉第2工業団地	雑種地	66,540.96㎡	733,665,834
	小計				66,540.96㎡

合 計				90,296.54㎡	3,252,604,470
-----	--	--	--	------------	---------------

※上記特定土地は、経営改善計画により買い戻し予定地となっているため、土地開発公社経理基準上は「公有用地」である

# 佐賀東部水道企業団

## 事業の概要

佐賀東部水道企業団は、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の水道用水供給事業と、佐賀市の一部（川副町、東与賀町）、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の6市町の水道事業を行っている。（佐賀市諸富町については、佐賀市から水道事業を受託している。）

企業団が行う事業のうち水道用水供給事業とは、筑後川から取水した原水を北茂安浄水場で浄水処理し、送水ポンプによってみやき町皿山地内の標高50m地点の白壁中継ポンプ場に圧送し、更に加圧ポンプによって同町香田地内の標高100m地点の中原調整池（33,690<sup>m<sup>3</sup></sup>）で貯水した後、自然流下によって5市町へ水道用水を供給し、また、飛地となっている基山町へは、福岡導水事業の導水管から受水し基山浄水場で浄水処理した後、町内に供給する、言わば水の「卸売り」の事業である。

また、水道事業は、水道用水供給事業から受水した水をそのまま管網整備した配水管を通して各家庭へ給水する「小売り」の事業である。

以上のように当企業団は、水道用水供給事業と水道事業を併営する全国でも希有な水道事業体である。

	水道用水供給事業	水道事業
計 画	供給区域 6市町 (370.87 <sup>km<sup>2</sup></sup> )	給水区域 6市町 (210.4 <sup>km<sup>2</sup></sup> )
	給水人口 305,500人	給水人口 115,200人
	一日最大取水量 102,000 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日	一日最大給水量 48,900 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日
	一日最大供給量 85,400 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日	
実 績	平成23年度 給水人口 304,251人	平成23年度 給水人口 115,471人
	年間供給水量 20,323,571 <sup>m<sup>3</sup></sup>	年間給水量 11,714,031 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	一日最大供給量 62,869 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日	一日最大給水量 38,849 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日
	建設改良費（税込） 972,902千円	建設改良費（税込） 317,687千円





佐賀東部水道企業団

本庁

佐賀市兵庫町大字西湊1960の4

TEL (0952) 30-6151

三養基営業所（みやき町役場北茂安庁舎東側1F）

三養基郡みやき町大字東尾737の5

TEL (0942) 89-2868

北茂安浄水場

三養基郡みやき町大字江口3986の1

TEL (0942) 89-5676

基山浄水場

三養基郡基山町大字園部1682の3

TEL (0942) 92-5766

# 西佐賀水道企業団

## 事業の概要

西佐賀水道企業団は、佐賀市（佐賀市久保田町）小城市（小城市三日月町、牛津町及び芦刈町）白石町（白石町福富）を給水管内として水道事業を運営している。

当企業団は昭和33年に、嘉瀬川の表流水日量4,500<sup>m</sup><sup>3</sup>を水源とし創設された。

企業団の給水区域は佐賀県のほぼ中央部に位置し、創設以来、住宅開発等、給水人口が著しく増加したことに伴い、過去7回にわたり管網整備を含む拡張整備事業を実施し安定供給に努めるとともに、将来的な水需要の増加に備え、国土交通省直轄の流況調整河川である佐賀導水により開発された水を水源として、佐賀県における佐賀西部地域広域的水道整備計画に基づき昭和61年に設立された佐賀西部広域水道企業団（4市3町1企業団、用水供給事業）に参画し新たな水源を確保するとともに給水管内を3ブロック化し、それぞれの配水池より自然流下方式により各家庭へ給水する水道事業である。

計 画		実 績（平成23年度）	
給水人口	42,500人	給水人口	39,992人
一日最大給水量	18,910 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	一日最大給水量	12,394 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
		一日平均給水量	10,151 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
		年間給水量	3,715,328 <sup>m</sup> <sup>3</sup>
		建設改良費（税込）	146,579千円



西佐賀水道企業団  
 〒849-0201 佐賀県佐賀市久保田町大字徳万 57-2  
 TEL0952-68-2225 FAX0952-68-2830

牛尾配水ブロック	
計画給水人口	35,200人
一日最大給水量	15,890m³

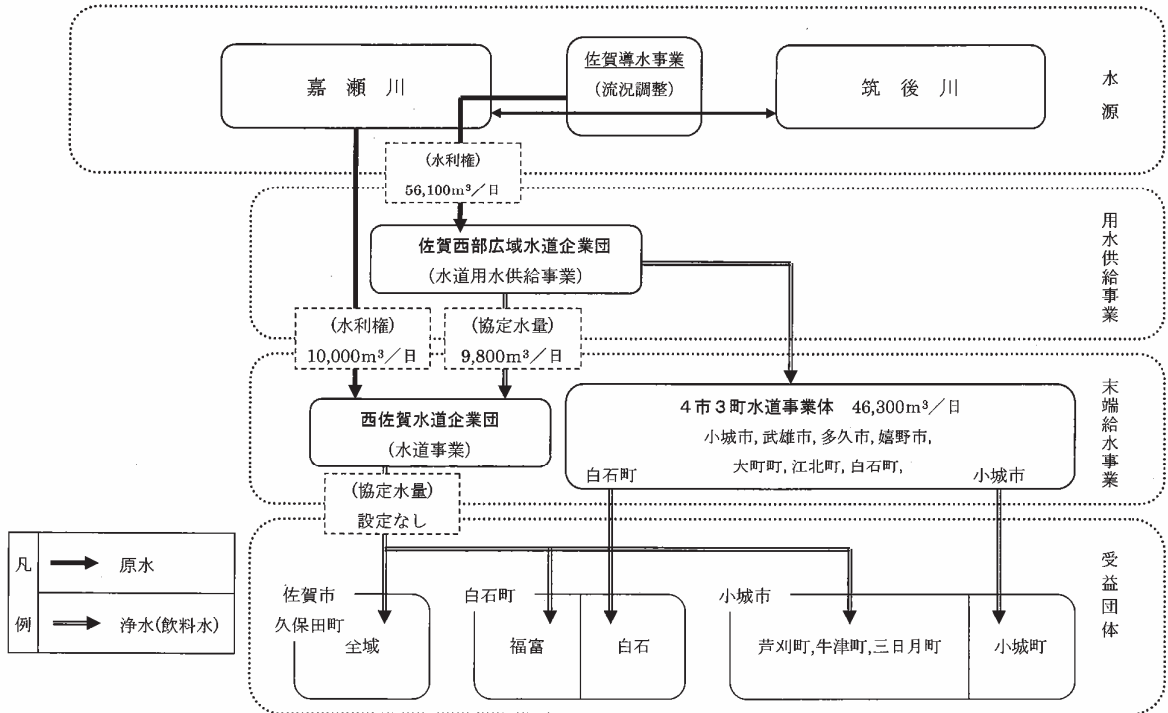
  

砥川配水ブロック	
計画給水人口	3,500人
一日最大給水量	1,440m³

三日月配水ブロック	
計画給水人口	3,800人
一日最大給水量	1,580m³

水道事業体系フロー図  
 ~水源から蛇口まで~



凡 → 原水  
 例 → 浄水(飲料水)